

届出のしおり

大気汚染防止法（一般粉じん発生施設）
大阪府生活環境の保全等に関する条例
（一般粉じんに係る届出施設）

令和3年 4月

大阪市環境局

はじめに

この冊子は、大気汚染防止法(以下「法」という。)、大阪府生活環境の保全等に関する条例(以下「条例」という。)の一般粉じんについて説明したものです。

一般粉じんとは、物の破碎、選別等の機械的な処理や堆積に伴い発生し飛散する物をいいます。

法、条例では、一般粉じんを発生すると考えられる施設を定め、これらの施設に対して規制基準の遵守義務や届出義務を設けています。

2 規制基準	
(1) 法に関するもの	5
(2) 条例に関するもの	6
3 届出の種類と提出時期	7
4 届出書の作成要領	
(1) 事前相談・届出書の提出先	7
(2) 届出書の提出部数	7
(3) 届出書の返戻	7
(4) 届出に必要な書類	
ア 届出書及び別紙	8
イ 添付書類等	8
(5) 届出書の記載方法	
ア 法の届出書(表紙)の記載例	9
イ 条例の届出書(表紙)の記載例	10
ウ 届出書(表紙)の記載上の注意事項	11
エ 法の別紙1の記載例	13
オ 法の別紙1の記載上の注意事項	14
カ 条例の別紙3の1の記載例	15
キ 条例の別紙3の1の記載上の注意事項	16
ク 法の別紙2、条例の別紙3の2の記載例	17
ケ 法の別紙2、条例の別紙3の2の記載上の注意事項	18
コ 法の別紙3、条例の別紙3の3の記載例	19
サ 法の別紙3、条例の別紙3の3の記載上の注意事項	20
シ 法の別紙4、条例の別紙3の4の記載例	21
ス 法の別紙4、条例の別紙3の4の記載上の注意事項	22
(6) 添付書類等	
ア 変更届出説明書の記載例	23
イ 変更届出説明書の記載上の注意事項	24

1 届出施設

(1) 法に関するもの（法施行令別表第2）

項	用途	施設の種類	規模又は能力	備考
1	すべて	コークス炉	原料の処理能力(50t/日以上)	
2		鉱物又は土石の堆積場	面積(1,000㎡以上)	
3	鉱物、土石又はセメント	ベルトコンベア	ベルトの幅(75cm以上)	密閉式 除く※1
		バケットコンベア	バケットの内容積(0.03㎡以上)	
4	鉱物、岩石又はセメント	破碎機・摩砕機	原動機の定格出力(75kw以上)	湿式 除く ※2
5		ふるい	原動機の定格出力(15kw以上)	

(備考)

※1 「密閉式」とは、常時密閉されていることにより、施設内で発生した一般粉じんが施設外の大気中に排出され、又は飛散しないものをいう。

※2 「湿式」とは、原材料の投入時に、既に水等と混合されているなど湿潤状態にあり、施設から発生する一般粉じんが実際上ないと考えられるものをいう。

(注意)

(1) 条例の「一般粉じんに係る届出施設」は、すべて「・・・の製造の用に供する施設」に限定されているが、法の「一般粉じん発生施設」には特にそのような限定はなく、「製造の用に供していない場所」に設置される「一般粉じん発生施設」も法の届出対象となる。

(例) 産業廃棄物中間処理場に設置される製造の用に供さない、一般粉じん発生施設は法の届出対象となる。

- (2) 「鉱物」とは、鉱業法第3条第1項に規定する鉱物及びこれに類するもの(例えば、コークス、鉱石ペレット、化学石こう、カーバイド等)をいう。
- (3) 「土石」とは、埋立て用の土砂、海砂等のほか産業廃棄物のうち、建設廃材(コンクリートがら、アスファルトがら等)、鉱さい(高炉さい、転炉さい等)や石炭灰をいう。
- (4) 「岩石」とは、採石法第2条に規定する岩石をいう。産業廃棄物の建設廃材(コンクリートがら、アスファルトがら等)や、鉱さいは「岩石」には含まれない。

(2) 条例に関するもの（条例施行規則別表第3の5）

項	用途	施設の種類	規模又は能力	備考	
1	食料品の製造	イ	粉粒塊輸送用コンベア施設	輸送能力(30t/時以上)	※2
		ロ	ふるい分施設	原動機の定格出力(1.5kw以上)	※1
		ハ	粉碎施設	原動機の定格出力(7.5kw以上)	※1
		ニ	リンターの分離施設	すべて	
2	繊維製品(衣服等に係るものを除く)の製造	イ	製綿施設	すべて	
		ロ	植毛施設	すべて	
		ハ	起毛施設	すべて	
		ニ	剪毛施設	すべて	
		ホ	混合施設	すべて	
3	木材若しくは木製品の製造(家具を除く)又はパルプ、紙若しくは紙加工品の製造	イ	粉粒塊輸送用コンベア施設	輸送能力(30t/時以上)	※2
		ロ	粉碎施設	原動機の定格出力(7.5kw以上)	※1
		ハ	研削・研摩施設	原動機の定格出力(0.75kw以上)	
		ニ	切断施設	原動機の定格出力(0.75kw以上)	
		ホ	吹付塗装施設	すべて	
4	化学工業品、石油製品又は石炭製品の製造	イ	粉粒塊堆積場	面積(500㎡以上)	
		ロ	粉粒塊輸送用コンベア施設	輸送能力(30t/時以上)	※2
		ハ	ふるい分施設	原動機の定格出力(1.5kw以上)	※1
		ニ	選別施設	原動機の定格出力(1.5kw以上)	※1
		ホ	粉碎施設	原動機の定格出力(7.5kw以上)	※1
		ヘ	混合施設	すべて	
		ト	配合施設	すべて	
		チ	混練施設	すべて	
		リ	造粒施設	造粒面の内径(1.5m以上)	
5	プラスチック製品の製造	イ	粉碎施設	すべて	※1
		ロ	研摩施設	すべて	※1
		ハ	吹付塗装施設	すべて	
		ニ	配合施設	すべて	
		ホ	混練施設	すべて	

項	用途	施設の種類	規模又は能力	備考	
6	ゴム製品の製造	混練施設	すべて		
7	窯業製品又は土石製品の製造	イ	粉粒塊堆積場	面積(500㎡以上)	
		ロ	粉粒塊輸送用コンベア施設	輸送能力(30t/時以上)	※2
		ハ	ふるい分施設	原動機の定格出力(1.5kw以上)	※1
		ニ	選別施設	原動機の定格出力(1.5kw以上)	※1
		ホ	粉砕施設	原動機の定格出力(7.5kw以上)	※1
		ヘ	研磨施設	すべて	※1
		ト	岩綿又は鉍滓綿加工施設	すべて	
		チ	吹付塗装施設	すべて	
		リ	セメントサイロ	貯蔵容量(300㎡以上)	
		ヌ	混合施設	すべて	
8	鉄鋼若しくは非鉄金属の製造、金属製品の製造又は機械若しくは機械器具の製造	イ	粉粒塊堆積場	面積(500㎡以上)	
		ロ	粉粒塊輸送用コンベア施設	輸送能力(30t/時以上)	※2
		ハ	ふるい分施設	原動機の定格出力(1.5kw以上)	※1
		ニ	粉砕施設	原動機の定格出力(7.5kw以上)	※1
		ホ	研磨施設	すべて	※1
		ヘ	溶射施設	すべて	
		ト	吹付塗装施設	すべて	
		チ	切断施設	すべて	
		リ	鋳型砂処理施設	すべて	
		ヌ	鋳型ばらし施設	すべて	
		ル	ダクタイル処理施設	すべて	
		ヲ	スカーファ	すべて	
		ワ	混合施設	すべて	
		カ	配合施設	すべて	
		ヨ	混練施設	すべて	
タ	造粒施設	造粒面の内径(1.5m以上)			

項	用途	施設の種類	規模又は能力	備考
9	その他の製品の製造	粉碎施設	すべて	※3
		研磨施設	すべて	※4
		吹付塗装施設	すべて	
10	ガスの製造	粉粒塊堆積場	面積(500㎡以上)	
		粉粒塊輸送用コンベア施設	輸送能力(30t/時以上)	※2
		ふるい分施設	原動機の定格出力(1.5kw以上)	※1
		粉碎施設	原動機の定格出力(7.5kw以上)	※1
		配合施設	すべて	

(備考)

- ※1 湿式のものを除く
- ※2 袋詰めされた物の輸送の用に供するものを除く
- ※3 つの又は貝殻の粉碎の用に供するものに限り、湿式のものを除く
- ※4 つの又は貝殻の研磨の用に供するものに限り、湿式のものを除く

(注意)

次に掲げる施設は除く。

- (1) 実験の用に供するもの
- (2) 移動式のもの
- (3) 粉じんが外部に飛散しにくい構造の建築物内に設置されているもの
- (4) 法対象となる一般粉じん発生施設

2 規制基準

(1) 法に関するもの（法施行規則別表第六）

施設の種類	規制基準
コークス炉	<p>① 装炭作業は、無煙装炭装置を設置するか、装炭車にフード及び集じん機を設置するか、又はこれらと同等以上の効果を有する装置を設置して行うこと。</p> <p>② 窯出し作業は、ガイド車にフードを設置し、及び当該フードからの一般粉じんを処理する集じん機を設置するか、又はこれと同等以上の効果を有する装置を設置して行うこと。ただし、ガイド車又はガイド車の走行する炉床の強度が小さいこと、ガイド車の軌条の幅が狭いこと等によりガイド車にフードを設置することが著しく困難である場合は、防じんカバー等を設置して行うこと。</p> <p>③ 消火作業は、消火塔にハードル、フィルター又はこれらと同等以上の効果を有する装置を設置して行うこと。</p>
コークス炉以外の施設 〔 鉱物又は土石の堆積場 ベルトコンベア バケットコンベア 破碎機・摩砕機 ふるい 〕	<p>次の各号の一に該当すること。</p> <p>① 一般粉じんが飛散しにくい構造の建築物内に設置されていること。</p> <p>② 散水設備によって散水が行われていること。</p> <p>③ 防じんカバーでおおわれていること。</p> <p>④ 鉱物又は土石の堆積場にあつては、薬液の散布又は表層の締固めが行われていること。</p> <p>⑤ ベルトコンベア及びバケットコンベアにあつては、コンベアの積込部及び積降部にフード及び集じん機が設置され、並びにコンベアの積込部及び積降部以外の一般粉じんが飛散するおそれのある部分に②又は③の措置が講じられていること。</p> <p>⑥ 破碎機及び摩砕機、ふるいにあつては、フード及び集じん機が設置されていること。</p> <p>⑦ 前各号と同等以上の効果を有する措置が講じられていること。</p>

(2) 条例に関するもの（条例施行規則別表第五第四号）

施設の種類	規制基準
一般粉じんを建築物の外部に強制的に排出する施設※	<p>次の各号のいずれかに該当すること。</p> <p>① 処理装置が設置され、適正に稼動されていること。</p> <p>② 前号と同等以上の効果を有する措置が講じられていること。</p>
上記以外の施設	<p>次の各号のいずれかに該当すること。</p> <p>① 散水設備によって散水が行われていること。</p> <p>② 防じんカバーでおおわれていること。</p> <p>③ 粉粒塊堆積場にあつては、薬液の散布又は表層の締固めが行われていること。</p> <p>④ 粉粒塊輸送用コンベア施設にあつては、コンベアの積込部及び積降部に処理装置が設置され、適正に稼動されていること並びにコンベアの積込部及び積降部以外の一般粉じんが飛散するおそれのある部分に①又は②の措置が講じられていること。</p> <p>⑤ 粉粒塊堆積場及び粉粒塊輸送用コンベア施設以外の施設にあつては、処理装置が設置され、適正に稼動されていること。</p> <p>⑥ 前各号と同等以上の効果を有する措置が講じられていること。</p>

(備考)

処理装置は、次のものとする。

- (1) 吹付塗装施設に設置するものは、水洗ブース又はこれと同等以上の性能を有するもの
- (2) 吹付塗装施設以外の施設に設置するものは、集じん機又はこれと同等以上の性能を有するもの

(注意)

※ 「建築物の外部に強制的に排出する施設」とは、施設から発生する一般粉じんを当該施設が設置されている建築物の外部に換気扇、煙突、フード、ダクト、建屋の上部に設けられた排風機等により強制的に排出するものをいう。

3 届出の種類と提出時期

届出が必要な場合	届出の種類	提出時期
届出施設を設置する場合	設置届	工事着手前
法・条例の改正等によって新たに届出施設となった場合	使用届	届出施設となった日から30日以内
届出施設の構造、使用又は管理の方法、処理等の方法を変更しようとする場合	変更届	変更工事着手前
次の事項を変更した場合 <個人の場合> <法人の場合> ①届出者の氏名 ①法人の名称 ②届出者の住所 ②本社所在地 ③工場・事業場の名称 ③代表者の氏名 ④工場・事業場の所在地 ④工場・事業場の名称 ⑤工場・事業場の所在地	氏名等変更届	変更日から30日以内
届出施設を廃止した場合	廃止届	廃止日から30日以内
届出施設を譲渡・合併・相続等により承継した場合	承継届	承継日から30日以内

4 届出書の作成要領

(1) 事前相談・届出書の提出先

届出書の作成や提出などが円滑に行われるように届出書提出前の事前相談を実施しています。届出書に不備があるために受理が遅れ、工事着手が円滑に進まないことなどを防止するためにも、事前相談を行うようお願いいたします。

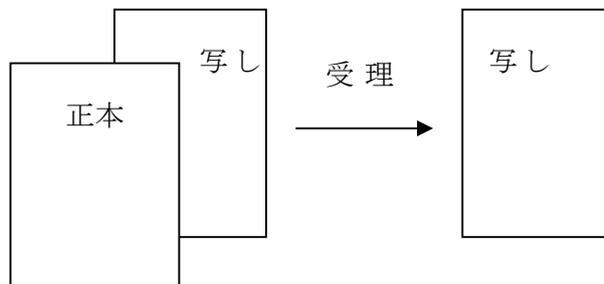
届出書の提出先は、工場・事業場の所在する区を担当する各環境保全監視グループです。

(2) 届出書の提出部数

届出書の提出部数は、2通(正本1通、写し1通)です。写しについては、正本のコピーでも可とします。

(3) 届出書の返戻

届出が受理された後、提出された写しの1通が返却されます。



(4) 届出に必要な書類

届出には、次の「ア 届出書及び別紙」と「イ 添付書類」の両方が必要です。

ア 届出書及び別紙

届 出 書 及 び 別 紙	備 考
一般粉じん発生施設設置(使用・変更)届出書	法に係る届出のみ
届出施設設置(使用・変更)届出書	条例に係る届出のみ
別紙1 一般粉じん発生施設(コークス炉)の構造並びに使用及び管理の方法	該当するもののみ 添付すること
別紙3の1 届出施設(粉粒塊堆積場、粉粒塊輸送用コンベア施設、粉碎施設、ふるい分施設、選別施設以外)の構造、使用又は管理の方法及びばい煙等の処理等の方法(一般粉じん)	
別紙2 一般粉じん発生施設(堆積場)の構造並びに使用及び管理の方法	
別紙3の2 届出施設(粉粒塊堆積場)の構造、使用又は管理の方法及びばい煙等の処理等の方法(一般粉じん)	
別紙3 一般粉じん発生施設(コンベア)の構造並びに使用及び管理の方法	
別紙3の3 届出施設(粉粒塊輸送用コンベア施設)の構造、使用又は管理の方法及びばい煙等の処理等の方法(一般粉じん)	
別紙4 一般粉じん発生施設(破碎機、摩砕機、ふるい)の構造並びに使用及び管理の方法	
別紙3の4 届出施設(粉碎施設、ふるい分施設、選別施設)の構造、使用又は管理の方法及びばい煙等の処理等の方法(一般粉じん)	

イ 添付書類等

(ア)届出に必要な書類、図面等

必 要 な 書 類	備 考
一般粉じん発生施設(届出施設)及び一般粉じんの処理又は防止のための施設(ばい煙等の処理等を行う施設)の設置場所を明記した図面(工場又は事業場の平面図)	
一般粉じん発生施設(届出施設)の構造概要図(主要寸法を記入したもの)	
一般粉じんの処理又は防止のための施設(ばい煙等の処理等を行う施設)(煙突、フード、ダクト等を含む)の概要図(主要寸法を記入したもの)	
変更届出説明書	変更届の場合のみ添付
その他特に必要と認めた書類 (例) 原料等の性状分析表	特に求めた場合のみ必要

(イ)その他、届出の際に提出する書類

必 要 な 書 類	備 考
委任状	代表者以外が届出する場合必要

(5) 届出書の記載方法

ア 法の届出書(表紙)の記載例

一般粉じん発生施設設置(使用→変更)届出書

〇〇年〇月〇日

大阪市長様

届出者住所 大阪市北区中之島〇丁目〇番〇号

〇〇産業株式会社

氏名 代表取締役 青空 守

(法人にあつては、名称及びその代表者の氏名)

大気汚染防止法第18条第1項(第18条第3項、第18条の2第1項)の規定により、一般粉じん発生施設について、次のとおり届け出ます。

工場又は事業場の名称	まるまるさんぎょう 〇〇産業株式会社 大阪工場 (電話番号〇〇〇-〇〇〇〇) (郵便番号〇〇〇-〇〇〇〇)	※ 整理番号	
		※ 受理年月日	
		※ 施設番号	
工場又は事業場の所在地	大阪市北区中之島〇丁目〇番〇号	※ 審査結果	
		※ 備考 (収受印等)	
一般粉じん発生施設の種類	第3項 ベルトコンベア 1基		
一般粉じん発生施設の構造並びに使用及び管理の方法	別紙1から別紙4のとおり		
添付書類 1 一般粉じん発生施設及び一般粉じんの処理又は防止のための施設の設置場所を明記した図面(工場又は事業場の平面図) 2 変更届出説明書(変更届の場合に限る。)			

参 考 事 項

工場又は事業場の事業内容	金属製品製造業	届出すべき者が 常時使用する従業員数	〇〇〇人
工場又は事業場の規模	製品製造量 〇〇t/月	資 本 金	〇〇円
当該届出についての担当部課名及び緊急時連絡先 (電話番号)		労働安全環境課 〇〇〇〇-〇〇〇〇	

- 備考
- 1 一般粉じん発生施設の種類の欄には、大気汚染防止法施行令別表第2に掲げる項番号及び名称を記載すること。
 - 2 ※印の欄には、記載しないこと。
 - 3 変更届出の場合には、変更のある部分について、変更前及び変更後の内容を対照させること。
 - 4 届出書及び別紙の用紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、日本産業規格A4とすること。

イ 条例の届出書(表紙)の記載例

届出施設設置(使用→変更)届出書

〇〇年〇月〇日

大阪市長様

届出者 住所 大阪市北区中之島〇丁目〇番〇号

〇〇産業株式会社

氏名 代表取締役 青空 守

(法人にあつては、名称及びその代表者の氏名)

大阪府生活環境の保全等に関する条例第19条第1項(第21条第1項、第28条第1項)の規定により、届出施設について、次のとおり届け出ます。

工場又は事業場の名称		まるまるさんぎょう 〇〇産業株式会社 大阪工場 (電話番号〇〇〇-〇〇〇〇)	※ 整理番号	
工場又は事業場の所在地		(郵便番号〇〇〇-〇〇〇〇) 大阪市北区中之島〇丁目〇番〇号	※ 受理年月日	
届出施設の種別		5 - 8 項 ホ 研磨施設 1基	※ 施設番号	
ばい煙 有害物質	届出施設の構造	別紙1の1のとおり	※ 備考 (收受印等)	
	届出施設の使用又は管理の方法	別紙1の2のとおり		
	ばい煙等の処理等の方法	別紙1の3のとおり		
揮発性有機化合物	届出施設の構造及び使用又は管理の方法	別紙1の4から別紙1の12までのとおり		
	ばい煙等の処理等の方法	別紙1の3のとおり		
特定粉じん	届出施設の構造	別紙2の1のとおり		
	届出施設の使用又は管理の方法	別紙2の2のとおり		
	ばい煙等の処理等の方法	別紙2の3のとおり		
一般粉じん	届出施設の構造、使用又は管理の方法及びばい煙等の処理等の方法	別紙3の1から別紙3の4までのとおり		
添付書類 1 届出施設及びばい煙等の処理等を行う施設の設置場所を明記した図面(工場又は事業場の平面図) 2 工場又は事業場の付近の見取り図(指定有害物質以外の有害物質及び指定特定粉じん以外の特定粉じんに係る届出の場合に限る。) 3 変更届出説明書(変更届の場合に限る。)				

参 考 事 項

工場又は事業場の事業内容	金属製品製造業	届出すべき者が 常時使用する従業員数	〇〇〇人
工場又は事業場の規模	製品製造量 〇〇t/月	資 本 金	〇〇円
当該届出についての担当部課名及び緊急時連絡先 (電話番号)	労働安全環境課 〇〇〇〇-〇〇〇〇		

- 備考
- 届出施設の種類の欄には、大阪府生活環境の保全等に関する条例施行規則別表第3第1号から第5号までに掲げる項番号及び名称を記載すること。
 - 別紙については、届出施設の種類に応じて、必要なものを添付すること。
 - ※印の欄には、記載しないこと。

ウ 届出書(表紙)の記載上の注意事項

1	表紙	<p>(1) 表題 表題の設置、変更、使用の該当しない項目を抹消すること。 <例> 1 設置届の場合…… 設置(使用、変更)届出書 2 変更届の場合…… 設置(使用、変更)届出書 3 使用届の場合…… 設置(使用、変更)届出書</p> <p>(2) 適用条文 適用条文の該当しない項目を抹消すること。 ア 法の場合 <例> 1 設置届の場合 大気汚染防止法第18条第1項 (第18条第3項、第18条の2第1項) 2 変更届の場合 大気汚染防止法第18条第1項 (第18条第3項、第18条の2第1項) 3 使用届の場合 大気汚染防止法第18条第1項 (第18条第3項、第18条の2第1項)</p> <p>イ 条例の場合 1 設置届の場合 大阪府生活環境の保全等に関する条例第19条第1項 (第21条第1項、第23条第1項) 2 変更届の場合 大阪府生活環境の保全等に関する条例第19条第1項 (第21条第1項、第23条第1項) 3 使用届の場合 大阪府生活環境の保全等に関する条例第19条第1項 (第21条第1項、第23条第1項)</p>
2	届出者	<p>法人の場合…… 名称、本社所在地及びその代表者（代表権を有するもの）の職氏名を記載すること。</p> <p>個人の場合…… 事業主の住所、氏名を記載すること。</p> <p>非法人の団体の場合…… 非法人の団体の場合は、団体の代表者を届出者とするので、代表者の住所氏名を記載すること。</p> <p>(注1) 代表者でないものが届出を行う場合は、同届出に関する権限の執行を代表者から委任されたことを証する委任状（1通）を添付すること。</p> <p>(注2) 届出者は、次に掲げる場合を除き、原則として施設の設置者である。 (1) リース、レンタル、貸工場、貸ビル等内のテナントの施設については、施設使用者が届出者である。 (2) 共有施設については、共有者（管理組合等）の代表者が届出者である。</p>

3	工場又は事業場の名称	<p>名称にはふりがなを付けて記載すること。 個人の場合は屋号を記載すること。 電話番号を記載すること。 届出時点で名称が確定していない場合は、仮称で届出し、正式な名称が確定した時点で氏名等変更届を提出すること。</p>
4	工場又は事業場の所在地	<p>郵便番号も記載すること。 届出時点で住居表示が確定していない場合は、仮称（〇〇地先等）で届出し、住居表示が確定した時点で報告書を提出すること。</p>
5	一般粉じん発生施設（届出施設）の種類	<p>法の場合は、法施行令別表第2、条例の場合は、条例施行規則別表第3第5号に係る項番号、名称及び基数を記載すること。</p> <p><例> 第3項 ベルトコンベア 1基</p> <p>条例の2以上の区分（例えば、「一般粉じん」と「揮発性有機化合物」）に係る届出施設については、次のように記載すること。</p> <p><例> 3-7項イ 吹付塗装施設 5-3項ホ 吹付塗装施設 } 1基</p>
6	工場又は事業場の事業内容	<p>「日本標準産業分類」の例による業種を記載すること。</p>
7	工場又は事業場の規模	<p>製品の生産量等の工場、事業場の規模を表す指標を記載すること。 サービス業等の適当な指標がない業種については、必ずしも記載しなくてもよい。</p>
8	常時使用する従業員数	<p>届出する事業者が常時使用する従業員の数（本社事務部門の従業員を含み、アルバイト、パートを除く。）を記載すること。</p>
9	資本金	<p>法人のみ記載すること。</p>
10	当該届出についての担当部課名及び緊急連絡先（電話番号）	<p>この届出についての連絡先（担当する部・課名等）を記載すること。 また、その連絡先の電話番号（直通、内線の別）を記載すること。 <例>労働安全環境部環境課 〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇 （ダイヤルイン）</p>